

第 1 1 6 回奈良国際文化観光都市建設審議会会議録

開催日時	令和元年 1 1 月 2 5 日 (月) 午後 1 時 0 0 分から午後 2 時 3 0 分まで		
開催場所	奈良市役所北棟 6 階 第 2 2 会議室		
出席者	委員	伊藤 (忠通) 会長、前迫副会長、伊藤 (隆司) 委員、魚谷委員、大西委員、川村委員、下村委員、杉江委員、藤田委員、松石委員、松村委員 (代理出席 菊本氏)、山本 (直子) 委員【計 1 2 人出席】(井上委員、大窪委員、倉橋委員、佐藤委員、巽委員、中山委員、増井委員、山本 (あつし) 委員は欠席)	
	事務局	西谷副市長、荻田都市整備部長、田中都市整備部次長、松山都市計画課長、中村開発指導課長、金子建築指導課長、生田都市計画課長補佐、扇谷都市計画課長補佐、津濱事業部長、増田事業部次長、西川下水道事業課長 他【計 1 6 名出席】	
開催形態	公開 (傍聴人 0 人)	担当課	都市整備部都市計画課
議案等	(議案) 1. 大和都市計画 (奈良国際文化観光都市建設計画) 生産緑地地区の変更 (案) について (市決定) (その他) 1. 【報告】特定生産緑地制度の概要について		
決定または取り纏め事項	(議案) 1. 議案は原案どおり可決された。 (その他) 1. 事務局より、【報告】特定生産緑地制度の概要についての説明を行った。		
議事の概要及び議題等に対する主な意見等			
(議案) 1. 大和都市計画 (奈良国際文化観光都市建設計画) 生産緑地地区の変更 (案) について (市決定) (奈良市の生産緑地地区の指定面積を 1 0 0 . 9 2 h a から 9 8 . 6 2 h a とし、地区数を 6 1 0 箇所から 5 9 9 箇所とする生産緑地地区の変更 (案) について事務局より説明を行い、審議された。)			
前迫副会長： ・生産緑地の減少が今後も続くと推測されるが何か対策はあるのか。 (事務局より、現在の生産緑地地区の土地所有者については、特定生産緑地の指定を受けることで、税制上の優遇措置は引き続き享受いただくことは可能、と説明。)			
前迫副会長： ・その場合、専業農家でなくても良いのか。			

(事務局より、専業農家である必要はない旨を説明。)

下村委員：

- ・平成13年5月15日に区域区分の見直しが行われた時に生産緑地地区の指定面積が増加しているがなぜか。

(事務局より、当時の生産緑地地区の面積増加は市街化区域の拡大に伴うもので、新たに編入した市街化区域内の農地の所有者に対して、営農の意思がある場合は生産緑地に指定したという経緯がある。新たに生産緑地を指定していく考えは今のところ無いが、今後検討する必要があると考える、と説明。)

前迫副会長：

- ・買取申出がされた生産緑地について、営農希望者へ斡旋することだが、どれくらいの比率で成立しているのか、及び斡旋成立を増やしていく動きがあるのか、増やせるのか。

(事務局より、奈良市ではこれまで斡旋成立の事例はない。斡旋方法として、HPへの掲載やJAとの協力体制を取っているが、その土地を農地として活用し続けられる方でないといけない、また必ずしも価格が安価ではない、といった点から成立は難しい状況である、と説明。)

杉江委員：

- ・農地の概念、及び減反措置等により休田、休耕している箇所も農地にあたるのかを教えてください。また、約600箇所ある生産緑地の現地調査は行っているのか。

(事務局より、生産緑地法の農地の定義としては、農業に供されている土地、他にも一部漁業の用に供されている池、採草放牧地、林業の用に供されている森林が対象となる。また、休耕中も生産緑地の対象として指定している。なお、生産緑地の現地調査は行っていないが、関係部局と協力して特定生産緑地指定の際に農地判定の機会があることを説明。)

大西委員：

- ・事務局の補足説明として、奈良市内の農地は、農業委員会と推進委員により、全筆チェックをしている。また、買取申出のあった農地を買い取って農業を続けるのは難しく、自由に建物を建てる等土地の有効活用を図る点に重きが置かれているので、市街化区域の中で農地を維持していくのは厳しいと考える。

⇒全員賛成により、原案どおり可決された。

(その他)

1. 【報告】特定生産緑地制度の概要について

(事務局より、【報告】特定生産緑地制度の概要について報告資料を基に説明を行った。)

伊藤会長：

- ・生産緑地連絡協議会とはどういう組織なのか。

(事務局より、生産緑地地区の活用をする部署を中心とし、庁内から都市整備部長、都市計画課長、農政課長、資産税課長、農業委員会事務局長、庁外から JA ならけん奈良天理山辺地区統括部統括課長からなる組織である、と説明。)

魚谷委員：

- ・農地を相続して活用する仕組みがあれば、農業従事者も増えるのでは。農地を使ったビジネスモデルや新しい農地の活用法について行政としてアドバイスできないか。

(事務局より、現時点で具体的な施策は無いが、災害時の溜池的な活用法等も含め、今後検討すべき内容かと考える、と説明。)

前迫副会長：

- ・特定生産緑地制度について、どれぐらいの申込を想定しているのか。

(事務局より、未知数ではあるが、現時点では 103 筆の申請が挙がっており、まだ数年期限があるので、比較的高い申請率になるのではないかと考えている、と説明。)

資 料	<ul style="list-style-type: none">・次第・審議会委員名簿・座席表・大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更（案）について（市決定）・【報告】特定生産緑地制度の概要について
-----	---